

発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し医療機関への搬送等を行う。

⑤ 事故収束訓練

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。

⑥ 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営を行い、本社、OFC等との情報共有を行う。

⑦ 原子力事業者支援連携訓練

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めにに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、原子力緊急事態支援センターから提供を受けた資機材の発災発電所への搬送等を行う。

8 個別の要素訓練等

ERC及びOFCの各機能班等が、7の訓練とは別に、それぞれ課題を設定して個別の要素訓練等を行う。

9 訓練評価

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、教訓の抽出等を行う。訓練に参加した関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された教訓等を検討し、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの検討・改善等を行う。

# 令和元年度原子力総合防災訓練の概要（案）

参考資料①

## 1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく  
防災訓練】

- ①国、地方公共団体及び原子力事業者における  
防災体制や関係機関における協力体制の実効性  
の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制や  
マニュアルに定められた手順の確認
- ③「島根地域の緊急時対応」策定に向けた  
避難計画の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時  
対応等の検討
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び  
原子力防災に関する住民理解の促進

## 2 実施時期

令和元年11月上旬

## 3 訓練の対象となる原子力事業所

中国電力株式会社 島根原子力発電所

## 4 参加機関等

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体：島根県、鳥取県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市ほか関係縣市町村

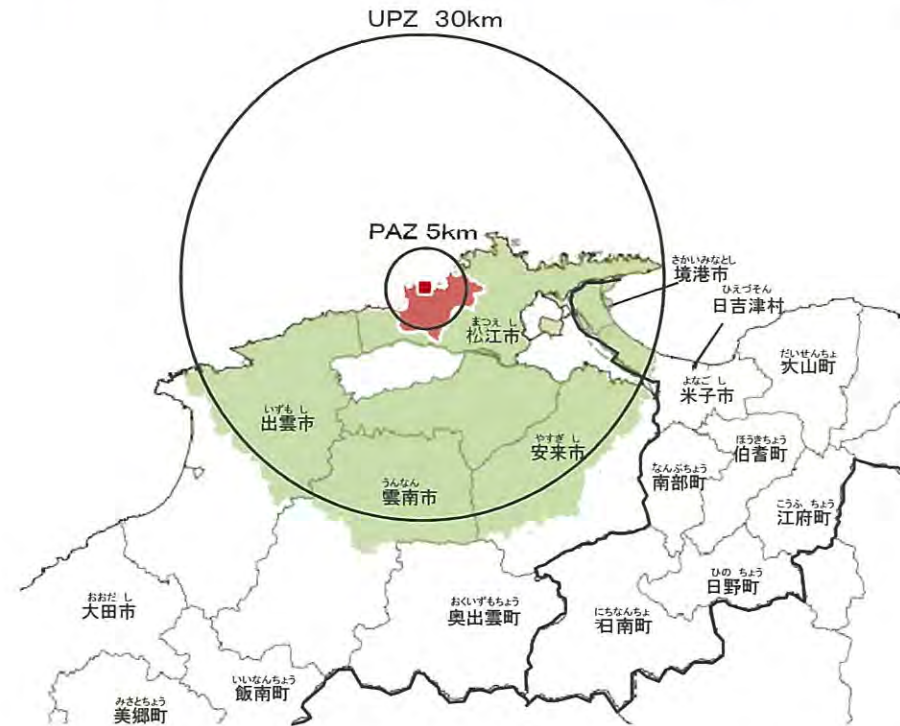
事業者：中国電力株式会社

関係機関：量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

## 5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、発電所を対象に以下の訓練を実施

- (1)迅速な初動体制の確立訓練
- (2)中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練
- (3)県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練



出典：テクノコ白地図イラスト (<http://technocco.jp/>) をもとに内閣府（原子力防災）作成  
※PAZ(予防的防護措置を準備する区域)：Precautionary Action Zone  
※UPZ(緊急防護措置を準備する区域)：Urgent Protective Action Planning Zone



# 令和元年度原子力総合防災訓練の訓練内容（案）

参考資料②

（事象の推移）

事象  
発生

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

## ○迅速な初動体制の確立訓練

- ・要員の参集、現状把握
- ・テレビ会議システム等を活用した関係機関相互の情報共有 等

## ○中央と現地組織の連携による防護措置の実施計画等に係る意思決定訓練

- ・複合災害を想定した自然災害と原子力災害に係る両本部による情報共有、意思決定等
- ・現地への国の職員・専門家の緊急輸送 等

## ○県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練

- ・PAZ内の住民の避難
- ・UPZ内住民の屋内退避
- ・緊急時モニタリングの実施
- ・モニタリング結果を踏まえた一時移転エリアの特定等
- ・UPZ内住民の一時移転 等

## 令和元年度原子力総合防災訓練（案）の概要

### 1. 原子力総合防災訓練の概要

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態等を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練。

### 2. 令和元年度原子力総合防災訓練の概要

- (1) 対象 中国電力株式会社 島根原子力発電所
- (2) 実施時期 令和元年11月上旬
- (3) 想定事象 島根原子力発電所2号機において、島根県東部を震源とした地震による外部電源喪失後、非常用炉心冷却装置による原子炉への注水を実施する。しかし、非常用炉心冷却装置等にも設備故障等が発生し、同装置等による原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態となる。
- (4) 訓練目的
  - ①国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
  - ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
  - ③「島根地域の緊急時対応」策定に向けた避難計画の検証
  - ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
  - ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進
- (5) 訓練内容 自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置、原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部会議の開催、県内外への住民避難、屋内退避等を実施。



### 訓練計画に盛り込むべき事項

訓練計画に盛り込むべき内容は、原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令により、以下の通り規定されている。

○原子力災害対策特別措置法第13条第2項

- 1 原子力緊急事態の想定に関すること。
- 2 第10条、第15条、第23条の規定の運用に関すること
- 3 前2号に掲げるもののほか、原子力災害予防対策の実施を図るため必要な事項

○原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令第4条

- 1 当該年度において防災訓練の対象となる原子力事業所
- 2 防災訓練を実施する時期
- 3 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者\*

※ 災害予防責任者：

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者

国、道府県、市町村及び原子力事業者等は、訓練計画に定める上記項目に従い、共同して実施することとなる。

令和元年度原子力総合防災訓練計画の記載項目と法令事項との対応一覧

1. 令和元年度原子力総合防災訓練の対象となる原子力事業所  
原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令第4条に定める「当該年度において防災訓練の対象となる原子力事業所」について
2. 実施時期  
原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令第4条に定める「防災訓練を実施する時期」について
3. 参加機関及び5. 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者  
原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令第4条に定める「共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者」について
4. 原子力緊急事態の想定に関する事項  
原子力災害対策特別措置法第13条第2項に定める「原子力緊急事態の想定に関すること」について
6. 訓練目的、7. 訓練内容、8. 個別の要素訓練等及び9. 訓練評価
  - ①原子力災害対策特別措置法第13条第2項に定める「第10条、第15条、第23条の規定の運用に関すること」について
  - ②原子力災害対策特別措置法第13条第2項に定める「前2号に掲げるもののほか、原子力災害予防対策の実施を図るため必要な事項」について